鶴岡市ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店募集要項

1 ふるさと納税払い チョイス Pay 導入の目的

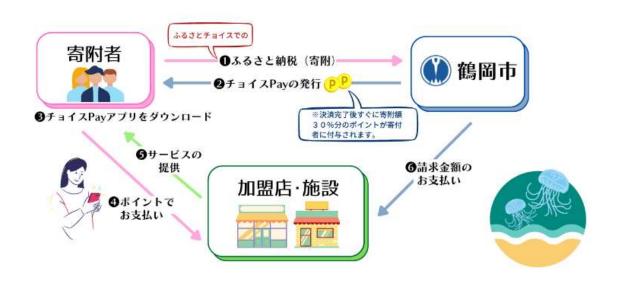
ふるさと納税制度を活用したふるさと納税払い チョイス Pay を導入し、寄附者に鶴岡市(以下「本市」という。)へ直接訪れていただき、本市の魅力に直接触れる機会を創出するとともに、地域経済の活性化及び更なる寄附の獲得を目指すものです。

2 ふるさと納税払い チョイス Pay とは

ふるさと納税の返礼品の一つとして取扱う地域限定の電子ポイントであり、本市が定めた加盟店での買い物や食事、宿泊、レジャー等に利用できます。事業者自身による利用券の発行が不要なため、これまで本市ふるさと納税の返礼品を取扱うことができなかった飲食店や物産店等が加盟店として参加することで、ふるさと納税制度を活用できるようになります。

3 寄附申込みから支払いまでの流れ

- ① 寄附者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通して、本市へ寄附を 申込み
- ② お礼の品としてふるさと納税払い チョイスPayを選択された寄附者に対し、本市から ふるさと納税払い チョイスPayを発行(決済完了後すぐに付与)
- ③ 本市(委託事業者)から、寄附者に対し、寄附金受領証明書等を発行
- ④ 寄附者が本市を訪れた際に、加盟店が寄附者に対しサービス等を提供
- ⑤ 寄附者が加盟店に対し、ふるさと納税払い チョイスPayで対価を支払い
- ⑥ 本市が加盟店に対し、寄附者の利用金額を支払い



4 募集スケジュール

加盟店の募集スケジュールは以下のとおりとする。

| 項目 | 日程・期限等 | 備考 |
|------------|-----------|------------|
| 加盟申込書の提出期限 | 毎月月末締め | 7 加盟登録申込要領 |
| 加盟決定通知 | 翌月 15 日まで | |

5 事務局

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町 9-25

鶴岡市総務部総務課 ふるさと納税担当【 平日8:30~17:15】

電話:0235-35-1114 FAX:0235-24-9071

メールアドレス: furusato@city.tsuruoka.yamagata.jp

6 加盟要件

鶴岡市ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店への登録を希望する者(以下「加盟希望者」という。)は、加盟申込時点で次の各号の要件を全て満たすこと。ただし、次の要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、本市が加盟店として適当でないと認めた場合には、登録できない。

- ① 鶴岡市内に店舗(飲食店、宿泊施設、物産店、その他必要と認められる店舗)を有する法人及び団体若しくは個人事業主であること。
- ② 本市から課税されている全税目について、未納がないこと。
- ③ 反社会勢力との関係がないこと。
- ④ 商品の生産、流通、販売等において必要な免許等を有していること。
- ⑤ サービス提供事業者においては、全国共通のサービスを提供する店舗ではないこと。
- ⑥ 物品販売事業者においては、商品構成の過半数が別表 1 「地場産品基準類型表」に示すいずれかの類型に該当すること。
- ⑦ 公序良俗に反する営業店舗ではないこと。
- ⑧ ポイントの利用状況の確認やポイントの取り消し処理に使用するタブレット端末、スマートフォン又はパソコンを手配できること。

7 加盟登録申込要領

(1) 加盟登録申込方法

加盟希望者は、様式第1号「鶴岡市ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店登録申込書 (以下「加盟申込書」という。)」及び様式第2号「鶴岡市ふるさと納税払い チョイス Pay 事業者登録シート (以下「登録シート」という。)」に必要事項を記載の上、事務局まで持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(2) 提出期限

毎月末日締めとする。

(3) 提出先

「5 事務局」と同じ

(4) 提出書類

| 提出書類等 | 様式 | 備考 |
|----------|-----|---|
| 加盟申込書 | 第1号 | |
| 登録シート | 第2号 | 紙媒体で提出した場合は、別途電子メールにて、 |
| | | 電子データ(EXCEL 形式)を送付すること。 |
| | | 【送付先】furusato@city.tsuruoka.yamagata.jp |
| 所有免許等の写し | | 商品の生産、流通、販売等において必要な免許等 |
| | _ | を所有している場合、名称を記載し写しを添付す |
| | | ること。 |
| 店舗写真 | _ | 店舗写真(※5枚以内)を電子メールにて送付す |
| | | ること。 |
| | | 【送付先】furusato@city.tsuruoka.yamagata.jp |

(5) 加盟要件の確認及び登録

提出された書類により加盟要件を審査し、翌月 15 日までにその結果を加盟希望者あて文書で通知するとともに、加盟することが適当と認められる場合は加盟店として登録する。

(6) 留意事項

加盟申込書は希望する店舗ごとに提出すること。

8 対象商品の要件

加盟店がふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引の対象商品として扱うことができる商品は次の要件を全て満たすこと。

- (1) 別表1「地場産品基準類型表」に示すいずれかの類型に該当すること。
- (2) 別表2「返礼品対象外分類表」に示された商品に該当しないこと。

9 登録の取り消し

加盟店が次の各号に掲げる事由に該当すると認められる場合は、その登録を取り消す。

- ① 加盟店が営業を終了したとき
- ② 加盟要件に該当しなくなったとき
- ③ 虚偽の申請により加盟登録を受けたとき
- ④ 次項第4号の規定による調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき
- ⑤ 法令に違反するなど加盟店として適切でないと認められるとき

10 加盟店の責務

加盟店は、次に定める事項を遵守すること。

- ① 本市及び加盟店の相互協力により、本市の PR に取り組んでいることを常に意識する とともに、対象商品の品質について責任を負うこと。
- ②寄附者より対象商品に対するクレームがあった場合は、適切かつ誠実に対応するとともに、万が一対象商品が原因で寄附者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うこと (PL保険加入推奨)。
- ③ 対象商品の提供が困難となった場合や当初の申込内容が変更になる場合は、遅滞なく 事務局に連絡すること。
- ④ 申込内容に疑義が生じた場合において、本市が調査を必要と判断したときは、速やかにその情報を開示するとともに、本市から指示があった事項について適切に対応すること。
- ⑤ 加盟店登録に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- ⑥ 本要項の他、鶴岡市ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店規約を遵守すること。

11 ふるさと納税払い チョイス Pay の利用方法

(1) 寄附者がふるさと納税払い チョイス Pay の利用を希望した場合、加盟店は次の方法 により決済を実施すること。

加盟店の 事前準備

チョイスPayのQRコードをレジ横に掲示してください。 レジ横に設置するQRコードを印刷した掲示物と販促用のぼり旗は 市が作成・配布します。 加盟店の"事前準備"は、それらを設置するだけでOK!





(2) ふるさと納税払い チョイス Pay のポイントが不足する場合は、現金又はその他の支 払方法で決済を実施すること。

12 ふるさと納税払い チョイス Pay の精算について

毎月月末締めとし、翌月月末までに、加盟店が指定した振込先口座に、ふるさと納税 払い チョイス Pay 取引金額を支払う。振込手数料は鶴岡市の負担とする。

13 留意事項

その他、加盟希望者は次のことに留意すること。

- ① 申込関連書類は返却されないこと。
- ② 本市が実施する本事業に関する会議、企画及び提案(意見交換会、アンケート、新規 返礼品の追加、ポータルサイト掲載内容の変更、写真及び動画撮影・イベント参加 等)に協力すること。
- ③ 鶴岡市ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店としての誇りと責任を持ち、対象商品 の品質には十分に留意するとともに、本要項に記載がない事項についても寄附者目線 で対応すること。

令和4年9月1日策定

【別表1】地場産品基準類型表

| 類型 | 説明 | | |
|----|-------------------------------------|--|--|
| 1 | 本市内において生産されたものであること。 | | |
| 2 | 本市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。 | | |
| 3 | 本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うこ | | |
| | とにより相応の付加価値が生じているものであること。 | | |
| 4 | 返礼品等を提供する本市内において生産されたものであって、近隣の他の市区 | | |
| | 町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在する | | |
| | ことが避けられない場合に限る。) であること。 | | |
| 5 | 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ | | |
| | その他こちらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自 | | |
| | の返礼品等であることが明白なものであること。 | | |
| 6 | 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わ | | |
| | せて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであるこ | | |
| | と。 | | |
| 7 | 本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の | | |
| | 主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。 | | |

【別表2】返礼品対象外分類表

| 分類 | | 説明 | |
|------------|-------------|-----------------------------|--|
| ア | 金額類似性の高いもの | プリペードカード、商品券、電子マネー、ポイント、マ | |
| | | イル、通信料金等及びそれに類するもの | |
| イ 資産性の高いもの | 次产州の言いもの | 電気・電子器具、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメ | |
| | 頁生性の向いもの | ラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等及びそれに類するもの | |
| ウ | 価格が高額なもの | 通常価格(当該商品の通常の販売価格)が 15 万円以上 | |
| | | のもの | |
| 工 | 返礼割合の高いもの | 寄付金額に対する提供価格が3割を超えるもの | |
| オ | 総務省より個別に指摘を | | |
| 受けたもの | | 総務省より個別に返礼品の見直しの要請があったもの | |